

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

宮城県のほぼ中央に位置する本市は、人口増加を続けており、2020年の国勢調査による年齢別人口^{※1}は、65歳以上の老年人口が21.6%（11,144人）、15歳から64歳の生産年齢人口が61.6%（31,812人）、14歳以下の年少人口が16.4%（8,491人）である。

また、国立社会保障人口問題研究所の推計では、2045年には少子高齢化の傾向が進むと見られており、老年人口が全体の31.7%と約3人に1人が高齢者になると推計されている。

産業構造等については、第1次産業が0.2%、第2次産業が17.1%、第3次産業が82.9%となっており、新興住宅地の開発が継続・進行していることから、不動産業（17.7%）、卸売・小売業（17.9%）、運輸・郵便業（8%）等の第3次産業が高い水準である。

産業構造別に対する地域課題としては、第1次産業は、後継者問題や営農環境が厳しいことから年々就業人口は減っており、農業法人化や民間資本の参入も無い現状であり、将来的には、農地が荒廃して産業として消滅する可能性が考えられる。

第2次産業では、建設業（9.6%）で、次いで製造業（7.4%）が多いものの、総合的な当該産業の労働生産性は県内では低い状況となっている。

第3次産業については、サービス業や小売業の割合が非常に高いが、地域の活性化や6次産業を生み出し、他の産業を巻き込み地域を牽引して好循環を生み出すようなIT企業やベンチャー企業が無い状況で、将来的には地域商圈と共に衰退することは容易に想像できる。

総じて、市内の中小企業は人口増に伴って事業者も微増となっているが、地域を牽引するような企業は存在しておらず、持続的な経済活動を続けていけるような産業集積はできていない。また、全般的に市内での就労より市外への通勤による労働人口の流出が多く、その結果、雇用者所得については、地域外からの流入が大きい状況となっている。

（年齢別・将来人口構成等資料）

※1 令和2年国勢調査「人口等基本集計結果（確定値）」令和3年11月30日
総務省統計局公表より

第2次富谷市地方創生総合戦略、令和3年3月より

（比率等根拠資料）

※2 各産業別比率については、宮城県統計課資料 令和7年3月公表「令和

4年度宮城県市町村民経済計算」の経済活動別構成比(令和4年度)より

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、設備投資が活発な自治体の一つとなり、黒川地域での中核都市として更に経済発展していくことを目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に15件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

計画期間において、先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が、年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、本計画は地域雇用の創出や地域経済の発展を図ることが目的であることから、太陽光発電設備等（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第2項に規定する再生可能エネルギー発電設備をいう。）については、市内に所在する事業所等（当該事業所に常時勤務する従業員がいる事業所等に限る。）の敷地内に、自らが発電した電力を消費することを主たる目的として設置するもののみを対象とし、全量売電するための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、主要幹線道路や沿線、各工業団地、新興団地周辺と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、農林水産業、建設業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が本市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種

とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進、市町村の枠を超えた海外市場等を見据えた連携等、多様である。よって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、経済産業省令で規定する先端設備等の種類に係る全業種及び幅広い全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和7年6月15日～令和9年6月14日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- (1) 人員削減を目的とした取組みを先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- (2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に押領する。
- (3) 市税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。